

第5部
投薬

第2節 処方料

処方料

(注の新設)

長期投薬に係る技術の評価

(新設)

注6 注5に規定する場合であって、処方期間が28日以上の場合は、月1回に限り、1処方につき45点を加算する。ただし、この場合において、同一月に注5の加算は算定できない。

第5節 処方せん料

(注の新設)

長期投薬に係る技術の評価

(新設)

注4 注3に規定する場合であって、処方期間が28日以上の場合は、月1回に限り、処方せんの交付1回につき45点を加算する。ただし、この場合において、同一月に注3の加算は算定できない。

第6節 調剤技術基本料

(項目の変更)

有床診療所における入院医療
の評価

調剤技術基本料

1 病院に入院中の患者に投薬を行った場合
42点

調剤技術基本料

1 入院中の患者に投薬を行った場合 42点